

確定拠出年金の 年末調整・確定申告 対応ガイド

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

確定拠出年金（DC）とは

確定拠出年金（DC）は、**国民年金や厚生年金といった公的年金に上乗せする私的年金制度**です。加入者自身が掛金を拠出・運用し、その運用成果によって将来の受取額が決定します。掛金は全額所得控除の対象となるため、税制上の優遇措置を受けられる点が大きなメリットです。

確定拠出年金には、**以下の2種類があります**。

種類	実施主体	主な加入対象者	掛金の拠出者
企業型DC	企業	導入企業の従業員	主に事業主 (規約により従業員の「マッチング拠出」も可能)
iDeCo (個人型DC)	国民年金基金連合会	原則として 20歳以上65歳未満の 国民年金被保険者	加入者本人

所得控除の対象となるケース

確定拠出年金の掛金は、「小規模企業共済等掛金控除」として、その年に支払った全額が所得から控除されます。これにより、所得税や住民税が軽減されます。

ただし、掛金の拠出方法によって、年末調整や確定申告の手続きの要否が異なります。

加入状況	掛金の拠出者	手続きの要否	備考
企業型DCのみ	事業主のみ	不要	掛金は給与所得に含まれないため、従業員側の手続きは不要です。
企業型DC (マッチング拠出あり)	事業主 + 従業員	必要 (年末調整)	従業員が拠出した分が控除対象。 通常、会社が給与天引きで掛金を把握しているため、年末調整で手続きが完了します。
iDeCoに加入	加入者本人	必要 (年末調整または確定申告)	会社員や公務員は年末調整で、 個人事業主などは確定申告で手続きを行います。

年末調整の手続き

企業型DC（マッチング拠出あり）の場合

- 手続きの主体：勤務先
- 従業員がやること
 - 勤務先から配布される「給与所得者の保険料控除申告書」を受け取ります。
 - 「小規模企業共済等掛金控除」の欄にある「確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金」に、その年に支払った掛金の合計額を記入します。

掛金は給与から天引きされているため、会社が金額を把握しています。
そのため、iDeCoの手続きで必要となる「払込証明書」の添付は不要です。

年末調整の手続き

iDeCoに加入している場合

1. 手続きの主体：従業員本人
2. 従業員がやること
 - 「小規模企業共済等掛金払込証明書」を受け取る
毎年10月～11月頃に、国民年金基金連合会からハガキ形式で郵送されます。
これは控除の証明書となるため、大切に保管してください。
 - 「給与所得者の保険料控除申告書」を記入する
申告書の「小規模企業共済等掛金控除」の欄にある「個人型年金加入者掛金」に、「払込証明書」に記載されている年間の掛金合計額を記入します。
 - 勤務先に提出する
記入した「給与所得者の保険料控除申告書」と、
「小規模企業共済等掛金払込証明書」の原本を勤務先に提出します。

年の途中（目安として10月以降）にiDeCoの掛金払込みを開始した場合、「払込証明書」の発送が年末調整の提出期限に間に合わないことがあります。その場合は、自身で確定申告を行う必要があります。

確定申告の手続き

iDeCoに加入している個人事業主・フリーランスの方、年末調整でiDeCoの控除申請ができなかった会社員・公務員の方は、確定申告で所得控除の手続きを行います。手続きのフローは、以下の通りです。

1. 必要書類を準備する

- 確定申告書
- 小規模企業共済等掛金払込証明書
- 源泉徴収票（給与所得者の場合）
- マイナンバーカードなどの本人確認書類

2. 確定申告書に記入する

- **第一表：**「所得から差し引かれる金額」の項目にある「**⑭** 小規模企業共済等掛金控除」欄に、「払込証明書」に記載された掛金の合計額を記入します。
- **第二表：**「**⑭** 小規模企業共済等掛金控除」の項目に、掛金の種類（個人型確定拠出年金など）と支払った掛金の合計額を記入します。

3. 税務署に提出する

申告期間（原則、翌年2月16日～3月15日）内に、作成した確定申告書と添付書類を所轄の税務署に提出します。
e-Taxによる電子申告も可能です。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。